

平成 29 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 和光純薬工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小島 伸三

富士フイルム株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果並びに 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

富士フイルム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成 29 年 2 月 27 日から実施しておりました、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 29 年 4 月 3 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 29 年 4 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

平成 29 年 4 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動に至った経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社普通株式 16,824,481 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 29 年 4 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当する武田薬品工業株式会社は、その所有する当社普通株式の全て（12,486,821 株）について本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名 称	富士フイルム株式会社
② 所 在 地	東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 助野 健児
④ 事 業 内 容	①イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）の開発、製造及び販売、②インフォメーションソリューション（メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、

	記録メディア、電子材料等)の開発、製造及び販売等	
⑤ 資 本 金	40,000 百万円 (平成 29 年 4 月 4 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 18 年 10 月 2 日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 29 年 4 月 4 日現在)	富士フイルムホールディングス株式会社 100.00%	
⑧ 当社と当該株主の関係	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式 3,170,050 株 (所有割合 (注) 14.82%) を所有しております。また、当社は、公開買付者の完全親会社である富士フイルムホールディングス株式会社の株式 39,146 株 (富士フイルムホールディングス株式会社の第 121 期第 3 四半期報告書 (平成 29 年 2 月 13 日提出) に記載された発行済株式総数 (514,625,728 株) から当該四半期報告書に記載された富士フイルムホールディングス株式会社が所有する自己株式数 (71,076,500 株) を控除した株式数 (443,549,228 株) に対する割合 0.01% (小数点以下第三位を四捨五入) を所有しております。
	人 的 関 係	公開買付者と当社との間には人的関係はありません。
	取 引 関 係	公開買付者と当社との間には、公開買付者による当社からの原材料の購入、及び公開買付者による当社への製品等の販売に関する取引があります。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成 28 年 12 月 13 日に提出した第 144 期半期報告書 (以下「当社第 144 期半期報告書」といいます。)に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (33,342,320 株) から、本日現在において当社が所有する自己株式数 (11,956,732 株) を控除した株式数 (21,385,588 株) に占める割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。以下同じです。

(2) 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 名 称	武田薬品工業株式会社	
② 所 在 地	大阪府大阪市中央区道修町四丁目 1 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO クリストフ・ウェバー	
④ 事 業 内 容	医薬品等の研究開発・製造・販売	
⑤ 資 本 金	64,988 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	大正 14 年 1 月 29 日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	日本生命保険相互会社	6.42%
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5.01%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4.67%
	JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	4.40%
	公益財団法人武田科学振興財団	2.27%
	パークレイズ証券(株)	1.90%

	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1.50%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7)	1.38%
	THE BANK OF NEWYORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	1.31%
	JP MORGAN CHASE BANK 385147 (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	1.31%
⑧ 当社と当該株主の関係	資本関係	当該会社は、本日現在、当社株式12,547,242株(うち間接保有分60,421株)(所有割合58.67%(うち間接保有分0.28%))を所有しております。但し、その全株式について本公開買付けに応募しております。
	人的関係	当該会社の従業員1名が当社の監査役を兼務しております。
	取引関係	当該会社と当社との間には、当該会社による当社からの製品・原料等の購入に関する取引があります。

(注)「大株主及び持株比率(平成28年9月30日現在)」における持株比率の記載は、当該会社が平成28年11月11日に提出した第140期第2四半期報告書と同様の記載にしております。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合等

(1)富士フイルム株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	3,170個 (14.82%)	—	3,170個 (14.82%)	第2位
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	19,994個 (93.50%)	—	19,994個 (93.50%)	第1位

(2)武田薬品工業株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	親会社及び主要株主である筆頭株主	12,486個 (58.39%)	60個 (0.28%)	12,546個 (58.67%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数(33,342,320株)から、本日現在において当社が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(21,385,588株)に係る議決権数(21,385個)を基に算出しております(小数点以下第三位を四捨五入)。

5. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社普通株式16,824,481株の応募があったものの、公開買付者は、当社普通株式の全て(但し、公開買付者及び当社が所有する当社普通株式を除きます。)を取得でき

なかったことから、平成 29 年 2 月 24 日付のプレスリリース「富士フィルム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續に従って、公開買付者が当社普通株式の全て（但し、公開買付者及び当社が所有する当社普通株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

（参考）本公開買付けの結果

富士フィルムの平成 29 年 4 月 4 日付プレスリリース「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

(参考)

平成 29 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 富士フイルム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児

和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

富士フイルム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、和光純薬工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 29 年 2 月 27 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 4 月 3 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 富士フイルム株式会社
所在地 東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号

(2) 対象者の名称

和光純薬工業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,215,538 (株)	12,547,242 (株)	— (株)

(注1) 買付予定数の下限 (12,547,242 株) は、平成 29 年 2 月 27 日現在における対象者の親会社である武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」といいます。）（同日現在における所有株式数：12,486,821 株）及び武田薬品工業の子会社である日本製薬株式会社（同日現在における所有株式数：60,421 株）が所有する対象者株式の合計数（同日現在における所有株式数：12,547,242 株）と同数です。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限 (12,547,242 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (12,547,242 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主により単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）中に対象者株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する対象者株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(18,215,538株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成28年12月13日に提出した第144期半期報告書(以下「対象者第144期半期報告書」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在における対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から、平成29年2月27日現在、公開買付者が所有する対象者株式の数(3,170,050株)及び対象者が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(18,215,538株)になります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成29年2月27日(月曜日)から平成29年4月3日(月曜日)まで(25営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成29年4月10日(月曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金8,535円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(16,824,481株)が買付予定数の下限(12,547,242株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成29年4月4日に報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	16,824,481(株)	16,824,481(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	16,824,481	16,824,481
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,170 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	19,994 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.50%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	32,403 個	

(注1) 対象者は、本公開買付けの開始の前提として、本公開買付けにおける買付け等の価格と同額で対象者株式を平成 29 年 2 月 24 日付で取得する自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を行ったため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者に含めていますが、特別関係者である対象者が平成 29 年 2 月 27 日現在、所有する対象者株式 11,956,732 株は全て自己株式であり議決権はないため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は 0 個としております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者株式の単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、本自己株式取得により平成 29 年 2 月 24 日付で対象者が所有する対象者株式が増加しているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (33,342,320 株) から平成 29 年 2 月 27 日現在対象者が所有する自己株式数 (11,956,732 株) を控除した株式数 (21,385,588 株) に係る議決権の数である 21,385 個を分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は 1,000 株です。）。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 29 年 4 月 21 日（金曜日）

③ 決済の方法

本公開買付け期間の終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込に対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払い

いたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて（i）本公開買付期間の終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「株主名簿管理人」といいます。）から発行される株主の所有株式数等を証明する「株式残高通知書」（以下「所有株式数等証明書」といいます。）及び本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「その他応募書類」（所有株式数等証明書に記載されている株主名及び住所を記載の上、届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。）を添付した）「株式名義書換請求書」をいいます。以下同じです。）を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、（ii）株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、（iii）名義書換が完了した応募株主等を対象として、前記「②決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」に不備があり、前記「②決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る権利が移転する時点（上記（ii）の名義書換が完了した時点）と応募株主等に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成29年2月24日付で公表した「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

富士フイルム株式会社

（東京都港区赤坂九丁目7番3号）

以 上